

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	東洋エンジニアリング株式会社
【英訳名】	TOYO ENGINEERING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中 尾 清
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
【電話番号】	03(6268)6611（大代表）
【事務連絡者氏名】	契約法務本部長 井 上 光 彦
【最寄りの連絡場所】	千葉県習志野市茜浜2丁目8番1号
【電話番号】	047(454)1503
【事務連絡者氏名】	契約法務本部長 井 上 光 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. その他の剰余金の処分に関する事項

[1] 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金

資本金及び資本準備金減少差益	6,157,547,184円
----------------	----------------

[2] 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	6,157,547,184円
---------	----------------

[3] その他の剰余金の処分が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. 期末配当に関する事項

[1] 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円	総額766,813,132円
----------------	----------------

その他資本剰余金より配当する。

[2] 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会長を常設として、取締役会を招集し議長を務めることとするため、現行定款第23条および第24条に所要の変更を行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

総山誠、中尾清、内藤貴也、芳澤雅之、山口正明、越川昌治、阿部知久、林洋和、田代真巳および山田裕介を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

内田正之を監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	141,022	2,412	0	(注) 1	可決	97.46
第2号議案 定款一部変更の件	143,069	363	0	(注) 2	可決	98.87
第3号議案 取締役10名選任の件						
総 山 誠	141,606	1,825	0	(注) 3	可決	97.86
中 尾 清	141,278	2,154	0		可決	97.64
内 藤 貴 也	141,244	2,188	0		可決	97.61
芳 澤 雅 之	141,820	1,612	0		可決	98.01
山 口 正 明	141,469	1,963	0		可決	97.77
越 川 昌 治	141,877	1,555	0		可決	98.05
阿 部 知 久	141,822	1,610	0		可決	98.01
林 洋 和	142,652	781	0		可決	98.59
田 代 真 巳	140,748	2,683	0		可決	97.27
山 田 裕 介	139,064	4,367	0		可決	96.11
第4号議案 監査役1名選任の件	137,994	5,437	0	(注) 3	可決	95.37

- (注) 1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案および第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。